

— 重要 —

◇弁済業務保証金分担金の返還について

《返還までの流れ》

- 退会約1～2ヶ月後:官報掲載（「宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし広告」＊掲載期間:6ヶ月）
・官報掲載控がメールで届く（＊返還予定時期目安の記載あり）
- 退会約8ヶ月後:返還可能となったら当本部より電話連絡（＊返還必要書類について案内）
- 返還必要書類(原本)提出1～2週間後:指定口座に振込（送金通知がメールで届く）

《返還にあたっての留意事項》

- ・協会からの連絡は原則代表者ご本人宛に行います。

注1) 法人を解散する予定がある場合:分担金返還までは法人及び法人の預金口座を残して下さい。

※ 返還前に清算終了をしないようくれぐれもご注意下さい。法人(及び預金口座)が消滅した場合、返還が不可能となります。

注2) 連絡がつかない場合:返金手続きを進めることはできません。

※ 所在地(住所)・電話番号等を変更する場合や体調に不安がある方は、当本部まで必ずご連絡をお願い致します。

【連絡先】 （公社）不動産保証協会静岡県本部（（公社）全日本不動産協会静岡県本部）

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル8階 TEL (054)285-1208

《返還手続きについて》

- 返還方法:振込（④振込以外の方法による手続きはできません）
・官報掲載料及び当協会に対する未払金等(会費を含む)がある場合はそれらを差し引いた金額を振り込みます。
- 返還必要書類としてご提出いただく証明書類(謄本、印鑑証明書、住民票等)は、返還時の最新のものが必要となりますので、当本部より書類提出依頼の連絡が入った後に取得して下さい。
- 消費者からの苦情申し出及び税務署・市役所等や一般債権者からの差押えがある場合は返金できません。

【分担金の返還先(参考)】

○個人会員の場合:返還先⇒代表者

○法人会員の場合:①法人が現存しているとき 返還先⇒法人口座

②法人が解散しているとき 返還先⇒法人(＊清算人名義)口座

③法人が破産しているとき 返還先⇒破産管財人